

労働安全衛生規則(車両系建設機械関係) が改正されました ~平成25年7月1日施行~

工作物などの解体に使用する建設機械である鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機について、労働災害の防止を図るため、新たに必要な措置が規定されました。

1 対象となる機械(新たに「解体用機械」として定義される)



(建設業労働災害防止協会提供)

「鉄骨切断機」

鉄骨(非鉄金属の工作物を含む。)を切断するためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械



(日立建機(株)提供)

「コンクリート圧砕機」

コンクリートを砕くためのはさみ状のアタッチメントを装着した建設機械



(キャタピラージャパン(株)提供)

「解体用つかみ機」

木造の工作物を解体し、又はその解体物をつかんで持ち上げるためのフォーク状のアタッチメントを装着した建設機械

2 必要となる措置の内容(主なものを抜粋)

アタッチメントの交換作業を行う際の架台の使用を義務付け(第166条の2)

過度に重いアタッチメントの取り付けを禁止(第166条の3)

アタッチメントの交換後に、取り付けたアタッチメントの重量などを表示(第166条の4)

転倒する危険がある場所では、ブーム及びアームの全長が12m以上である解体用機械の使用を禁止(第171条の4)

解体した物体が飛来する危険がある場所では、運転室のない解体用機械の使用を禁止(第171条の5)

解体した物体が飛来する危険がある場所への運転者以外の立入りを禁止(第171条の6)

3 新たに解体用機械となる機械の運転に必要な資格(詳細は裏面参照)

平成25年7月1日時点で鉄骨切断機、コンクリート圧砕機または解体用つかみ機の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事した経験を有する者

今後実施される「特例講習」を修了する(平成26年6月30日まで経過措置あり)

平成25年6月30日までに改正前の車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者

今後実施される「特例講習」を修了する(平成26年6月30日まで経過措置あり)

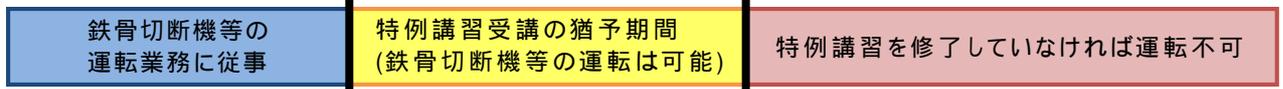
上記、いずれにも該当しない者

平成25年7月1日以降に実施される車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了する

4 新たに解体用機械(機体重量3t以上)となる機械の運転に必要な資格の詳細(抜粋)

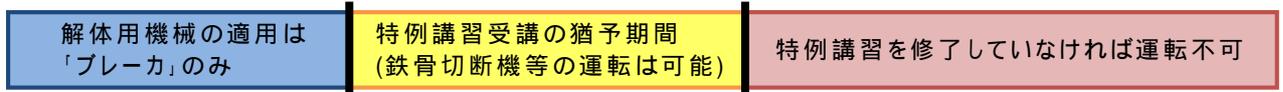
平成25年7月1日時点で鉄骨切断機、コンクリート圧砕機または解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」と記載)の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事した経験を有する者

平成25年1月1日以前 平成25年7月1日 平成26年6月30日 「特例講習」の実施期間は平成27年6月30日まで



平成25年6月30日までに改正前の車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者

車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了 平成25年7月1日 平成26年6月30日 「特例講習」の実施期間は平成27年6月30日まで



5 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を実施する登録教習機関(青森県内)

建設業労働災害防止協会 青森県支部

青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館1階 電話:017-773-6200

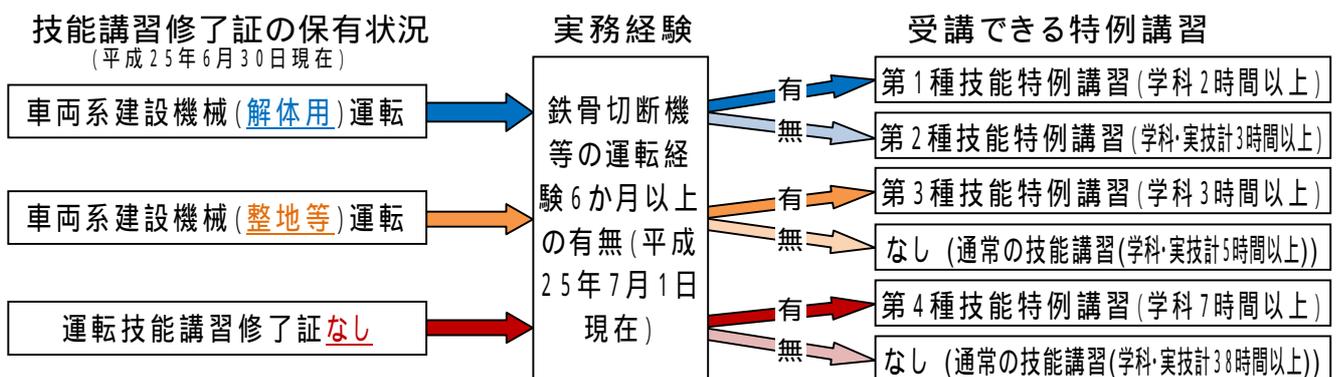
(株)芽室自動車学校 みちのく教習センター

南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋41-4 電話:0172-58-4565

キャタピラー東北(株) 青森教習センター

青森市大字滝沢字下川原217-2 電話:017-737-3722

6 鉄骨切断機等の運転業務従事者等に対する「特例講習」の種類



7 鉄骨切断機等の運転業務従事者等に対する「特例講習」実施機関(青森県内)

キャタピラー東北(株) 青森教習センター (青森労働局指定第1号及び第5号(第1種から第3種まで))

青森市大字滝沢字下川原217-2 電話:017-737-3722

建設業労働災害防止協会 青森県支部 (青森労働局指定第2号(第1種及び第3種))

青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館1階 電話:017-773-6200

(株)芽室自動車学校 みちのく教習センター (青森労働局指定第4号(第1種及び第3種))

南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋41-4 電話:0172-58-4565

(平成25年7月22日現在)

このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署までお願いします。